

- ・ 入口及び施設内の手指の消毒設備の設置または石鹸と流水による手洗いの励行。
- ・ マスク（適宜フェイスガード）の着用（従業員及びお客様に対する周知）。
- ・ 施設の換気について、厚生労働省作成「「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法」を参考に以下☑項目に取り組むこと。
 - ☑機械換気がある場合は、常時運転するなど適切に稼働させ、徹底した換気を行うこと。また、必要に応じて、換気設備のフィルターの清掃等を行うこと。
 - ☑機械換気がない場合は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に反しない限り、30分に1回以上、数分程度、二方向の窓を全開するなどにより換気量を確保すること。窓が一つしかない場合は、ドア等を開けること。
 - ☑換気状況については、例えば、CO₂センサーの使用等により、把握に努めること。
 - ☑窓開けによる換気を行う場合は、夏期・冬期は、室温及び相対湿度に十分留意し、室温及び相対湿度を維持しようとする窓が十分に開けられない場合は、窓の開放と併せてHEPAフィルタ付きのろ過式の空気清浄機や加湿器などの使用を検討すること。
 （参考）「「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法」（厚生労働省）<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000618969.pdf>
- ・ お客様の入れ替わりに応じて、適宜、施設及び共用物品の消毒。
- ・ お客様が共用する物品や手が頻回に触れる箇所を工夫して最低限にする。
- ・ 人と人が対面するカウンター席等は、できるだけアクリル板・透明ビニールカーテンなどで遮蔽するなどの工夫をする。
- ・ 適切な予防策を講じるため飲酒が過量にならないよう注意喚起する。

②お客様の安全

1) 入店時

- ・ 店舗入口には、以下の場合は入店をお断りさせていただく旨を掲示する。
 - 入店前に検温を行い、発熱がある場合
 - 咳・咽頭痛などの症状がある場合
 - 新型コロナウイルス感染症の陽性と判明した者との濃厚接触がある場合